

長野県市長会  
副市長・総務担当部長会議



期日：平成30年7月6日（金）

会場：東御市 ラ・ヴェリテ3階 オーロラ



東御市  
TOMI CITY



東御の魅力発信中!!!

# 会 議 日 程

【7月6日（金）】

|          |       |                        |
|----------|-------|------------------------|
| 午前10時30分 | 会 議   | (ラ・ヴェリテ3階オーロラ)         |
| 正 午      | 昼 食   | (ラ・ヴェリテ2階レインボー)        |
| 午後 1時00分 | 会議再開  | (ラ・ヴェリテ3階オーロラ)         |
| 午後 3時30分 | 視 察   | (海野宿、アルカンヴィーニュ)        |
| 午後 5時15分 | 懇 親 会 | (レストラン OH!LA!HO (オラホ)) |

解 散

# 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 開催市市長挨拶
- 3 来賓御挨拶
- 4 新任副市長等紹介
- 5 議長選出
- 6 議 事
  - (1) 議題審議
    - I 各市提出議題
    - II 事務局提出議題
  - (2) 平成 31 年度開催市決定
  - (3) その他
- 7 閉 会

# 議 題 目 次

## I 各市提出議題

- 現行制度の改善又は拡充を求めるもの …… 11 議題
- 1 史跡等を国または地方自治体に譲渡した場合の所得税特別控除額の引き上げについて (松本市)
  - 2 待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和について (須坂市)
  - 3 小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について (長野市・駒ヶ根市)
  - 4 介護保険「地域支援事業(任意事業)」の家族介護継続支援事業の対象事業拡大について (須坂市)
  - 5 農業農村整備事業に係る地元負担金への更なる財政支援について (東御市)
  - 6 鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)における捕獲確認方法の是正について (長野市)
  - 7 社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について (諏訪市・小諸市)
  - 8 道路施設及び橋りょうに関わる法定点検制度の見直し等及び社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて (飯山市)
  - 9 学校施設環境改善交付金の予算確保について (塩尻市)
  - 10 特別支援教育の充実と環境整備のための分教室設置について (松本市)
  - 11 特別支援教育充実に向けた原籍校と副学籍校をつなぐ人材配置について (安曇野市)

○ **新たな施策の要望又は提案を求めるもの**

… 3 議題

- 12 骨髄等移植ドナーに係る支援制度の創設及びドナー登録等の推進について  
(諏訪市)
- 13 「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」除去等における支援制度の  
創設について (伊那市)
- 14 海外からのワイン用ブドウの導入と有望品種の選定について (東御市)

○ **特に市町村への財政支援策等を求めるもの**

… 5 議題

- 15 交通弱者対策として市民バス事業への財政支援等について (大町市)
- 16 福祉医療費給付事業（福祉医療現物給付化）に伴う医療機関の医事会計  
システム改修費に対する県の財政支援について (岡谷市)
- 17 下水道老朽化施設改築事業の社会資本整備総合交付金対象の継続と  
交付金の財源確保について (諏訪市)
- 18 森林環境譲与税（仮称）及び新たな森林管理システム導入に係る県の  
支援体制について (上田市)
- 19 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について  
(長野市・松本市・上田市・須坂市・伊那市・駒ヶ根市・  
大町市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・安曇野市)

## II 事務局提出議題

- 1 副市長・総務担当部長会議の運営方法等について…………… 資料 1
- 2 次回の副市長・総務担当部長会議の日程について  
平成 31 年 1 月 25 日（金） 長野市（自治会館）
- 3 平成 30 年度市町村振興宝くじの販売促進について …………… 資料 2
- 4 その他  
第 36 回全国都市緑化信州フェアについて…………… 資料 3

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

|          |  |      |   |
|----------|--|------|---|
| 区分       | <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H29・8・25 第141回総会；松本市)   |      |   |
| 種類       | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |      | 分野<br><input checked="" type="checkbox"/> 総務文教<br><input type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先      | <input checked="" type="checkbox"/> 国  | 担当省庁 | 国税庁   |
|          | <input type="checkbox"/> 県   | 担当部局 |   |
|          | <input type="checkbox"/> その他   | 名称   |   |
| 件名       | 1 史跡等を国または地方自治体に譲渡した場合の所得税特別控除額の引き上げについて   |      |   |
| 提案市      | 松本市  |      |   |
| 要旨<br>提案 | 個人または法人が、国史跡等に指定された土地を国または地方公共団体に譲渡した場合の所得税の特別控除額の上限を2,000万円から5,000万円に引き上げることを要望する。  |      |   |
| 提案理由     | <p>史跡・名勝・天然記念物は、わが国の歴史や文化を物語る国民共通の貴重な財産である。史跡等に指定されると、所有者は文化財保護法上の規制を受け、自由な土地活用ができなくなり、土地を所有することの有意性を失ってしまうことから、公有地化を促進する必要がある。</p> <p>近年、本市では中心市街地での史跡整備を進めているが、土地の評価額が高いにもかかわらず、土地を譲渡した際の所得税の特別控除額が低く（上限2,000万円）、所有者に有利な条件を提示することができず用地交渉が進展しない。</p> <p>失われたら二度と取り戻すことのできない文化財を後世に残すためには更なる税制優遇が必要であり、昭和49年度から据え置かれている特別控除額を、都市計画法の土地収用等で適用される5,000万円並みに引き上げるべきと考える。所有者の立場からも、史跡等の場合の特別控除額が都市計画法等で適用される控除額に比して大幅に低いことは、公平性の点で理解を得られない。</p> <p>全国には地域特有の歴史や文化を物語る文化財が残されている。各地の文化財整備を推進することが地域特有の魅力的なまちづくりにつながり、結果的に観光振興に寄与し、地域の活性化につながると考える。</p> |      |   |
| 現況及び課題等  | 国等に土地を譲渡した場合の所得税特別控除額の改正経過<br>昭和44年度 上限 300万円（創設）<br>昭和46年度 上限 1,200万円<br>昭和49年度 上限 2,000万円（現在に至る）<br>[参考] 都市計画法や道路法に基づく土地収用の際の<br>所得税の特別控除額 5,000万円   |      |   |
| 法令<br>関係 | 租税特別措置法、文化財保護法   |      |   |

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

| 区分      | <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H27・8・20 第137回総会；須坂市)  |            |   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
|---------|---|------------|---|--|--|--------|---------------------|-----|-----|------------|-------|------|-----------|-------|--------|-----|------------|------------|------|-----------|------------|
| 種類      | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup><br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |            | 分野<br><input type="checkbox"/> 総務文教<br><input checked="" type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 要望先     | <input type="checkbox"/> 国  | 担当省庁       |   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
|         | <input checked="" type="checkbox"/> 県   | 担当部局       | 県民文化部   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
|         | <input type="checkbox"/> その他  | 名称         |   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 件名      | 2 待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和について   |            |   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 提案市     | 須坂市   |            |   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 提案要旨    | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成23年9月2日厚生労働省令第112号）により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、三大都市圏の一部だけではなく待機児童が発生している、または発生のおそれのある市町村でも一時的に適用できるように長野県が国家戦略特区へ申請することを要望する。   |            |   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 提案理由    | 現在三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として実施されている、居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、長野県の特区申請により県内の市町村へ適用することで、待機児童の発生防止・減少が可能となるもの。   |            |   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 現況及び課題等 | <p>「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートし、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや、共働き世帯の増加等により3歳未満児の受入れが増加している。</p> <p>待機児童対策として、保育所施設整備には少なくとも数年の期間がかかり、時機を逸しては保護者のキャリアを断念せざるを得ない状況を生じ、将来に渡っての生産性に大きな影響を与える。</p> <p>また、施設整備を進めるとしても、少子化の進行により将来的には入所児童数の減少が確実な中での新規施設整備は不合理と考える。</p> <p>● 保育室の床面積基準の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>従うべき基準</th> <th>標準<br/>(地域の実情に応じた基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野県</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡以上/1人</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡以上/1人</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参考：横浜市</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡以上/1人</td> <td>1.65㎡以上/1人</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡以上/1人</td> <td>1.65㎡以上/1人</td> </tr> </tbody> </table> |            |   |  |  | 従うべき基準 | 標準<br>(地域の実情に応じた基準) | 長野県 | 乳児室 | 1.65㎡以上/1人 | ----- | ほふく室 | 3.3㎡以上/1人 | ----- | 参考：横浜市 | 乳児室 | 1.65㎡以上/1人 | 1.65㎡以上/1人 | ほふく室 | 3.3㎡以上/1人 | 1.65㎡以上/1人 |
|         |   | 従うべき基準     | 標準<br>(地域の実情に応じた基準)   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 長野県     | 乳児室   | 1.65㎡以上/1人 | -----   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
|         | ほふく室  | 3.3㎡以上/1人  | -----   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 参考：横浜市  | 乳児室   | 1.65㎡以上/1人 | 1.65㎡以上/1人  |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
|         | ほふく室  | 3.3㎡以上/1人  | 1.65㎡以上/1人  |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |
| 法令関係    | 児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条<br>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律<br>同 附則第四条の基準を定める省令、同 附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年九月二日厚生労働省告示第三百十四号）   |            |   |  |  |        |                     |     |     |            |       |      |           |       |        |     |            |            |      |           |            |



|           | <p>【 駒ヶ根市 】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>支給総額</th> <th>県補助金<br/>(対象の1/2)</th> <th>駒ヶ根市<br/>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度(決算額)</td> <td>68,888</td> <td>14,377</td> <td>54,511</td> </tr> <tr> <td>29年度(決算額)</td> <td>67,559</td> <td>14,874</td> <td>52,685</td> </tr> <tr> <td>30年度(予算額)</td> <td>72,000</td> <td>17,290</td> <td>54,710</td> </tr> </tbody> </table> |                  |              | 年 度 | 支給総額 | 県補助金<br>(対象の1/2) | 駒ヶ根市<br>一般財源 | 28年度(決算額) | 68,888 | 14,377 | 54,511 | 29年度(決算額) | 67,559 | 14,874 | 52,685 | 30年度(予算額) | 72,000 | 17,290 | 54,710 |
|-----------|---|------------------|--------------|-----|------|------------------|--------------|-----------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| 年 度       | 支給総額  | 県補助金<br>(対象の1/2) | 駒ヶ根市<br>一般財源 |     |      |                  |              |           |        |        |        |           |        |        |        |           |        |        |        |
| 28年度(決算額) | 68,888  | 14,377           | 54,511       |     |      |                  |              |           |        |        |        |           |        |        |        |           |        |        |        |
| 29年度(決算額) | 67,559  | 14,874           | 52,685       |     |      |                  |              |           |        |        |        |           |        |        |        |           |        |        |        |
| 30年度(予算額) | 72,000  | 17,290           | 54,710       |     |      |                  |              |           |        |        |        |           |        |        |        |           |        |        |        |
| 関係法令      | 福祉医療費給付事業補助金交付要綱  |                  |              |     |      |                  |              |           |        |        |        |           |        |        |        |           |        |        |        |

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

|         |   |      |   |
|---------|---|------|---|
| 区分      | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）  |      |   |
| 種類      | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   | 分野   | <input type="checkbox"/> 総務文教<br><input checked="" type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先     | <input checked="" type="checkbox"/> 国   | 担当省庁 | 厚生労働省   |
|         | <input type="checkbox"/> 県  | 担当部局 |   |
|         | <input type="checkbox"/> その他  | 名称   |   |
| 件名      | 4 介護保険「地域支援事業（任意事業）」の家族介護継続支援事業の対象事業拡大について  |      |   |
| 提案市     | 須坂市   |      |   |
| 提案要旨    | <p>地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、要介護者を現に介護している家族を支援するため、地域支援事業（任意事業）の家族介護継続支援事業の対象事業拡大を要望する。</p>  |      |   |
| 提案理由    | <p>任意事業においては、実施要綱に記載されている事業のほか、地域の実情に応じて様々な事業が実施可能であったが、平成27年度予算において、国の義務的経費（国庫負担金）としての性格を有する事業であることから、すべての事業について国の補助事業として行う必要があるのか検討され、対象事業が明確化するとともに対象事業が絞られた。</p> <p>在宅介護慰労金給付及び介護用品（おむつ券）の支給は対象外となったが、介護サービスは充実されても、介護者への支援には苦慮しており、保険者がおこなう家族介護支援事業への参加者も伸び悩んでおり、有効な対策が打てているとは言い難い状況である。市町村特別給付への移行とするのではなく、地域支援事業の裁量拡大を要望するもの。</p> <p>なおこの事業は、家族を介護に縛り付けるための施策ではなく、地域の実情に鑑み必要な施策であると考えます。</p> |      |   |
| 現況及び課題等 | <p>元気な高齢者に対して介護が必要となった際に介護を受けたい場所を見ると、「今のところ、よくわからない。」と回答した者が多いものの、「施設」よりも「自宅」での生活を希望する者が多い。（長野県：42.7%）</p> <p>※高齢者等実態調査による（H28.12.1現在）</p>   |      |   |
| 法令関係    | 介護保険法   |      |   |



○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

|         |   |      |   |
|---------|---|------|---|
| 区分      | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会；市）   |      |   |
| 種類      | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   | 分野   | <input type="checkbox"/> 総務文教<br><input type="checkbox"/> 社会環境<br><input checked="" type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先     | <input checked="" type="checkbox"/> 国   | 担当省庁 | 農林水産省   |
|         | <input type="checkbox"/> 県  | 担当部局 |   |
|         | <input type="checkbox"/> その他  | 名称   |   |
| 件名      | 6 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）<br>における捕獲確認方法の是正について  |      |   |
| 提案市     | 長野市   |      |   |
| 提案要旨    | 本年度から全国的に統一された鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業交付金における捕獲個体（ニホンジカ等）の確認方法は、複雑かつ作業負担が増すもので、捕獲意欲の減退が懸念されるため、確認方法の一部是正を要望する。  |      |   |
| 提案理由    | 交付金の不正受給が発生し、捕獲確認方法の厳格化が急務であることは理解できるが、本年度から実施される確認方法は、個体へ捕獲日をペイントする、写真に捕獲者と個体を一緒に撮影する等、確認作業が大幅に上乘せされ、捕獲者の負担増となっている。このことについては、猟友会から苦言が多数寄せられ、捕獲意欲の減退が懸念されるため、捕獲確認方法の一部是正を要望するもの。  |      |   |
| 現況及び課題等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカ等の生息数増加に伴い農業被害は深刻な状況にある。対策として重要な個体数調整は、猟友会の協力により捕獲数が増加し、農業被害額は減少傾向にある。</li> <li>・近年、猟友会員数は、農家によるわな猟免許の取得者が増えたことにより、平成22年度358名から平成28年度422名と増加傾向にあるが、会員の平均年齢は66.0歳と高齢化が進み、70代が32.2%を占めており、確認作業の複雑化や負担増に素早く対応することが困難であり、捕獲意欲の減退も懸念される。</li> <li>・特に、本市の捕獲現場は急峻な中山間地が多く、足場の悪い捕獲現場にスプレーや標示板など多くの荷物を運搬することは高齢化が進行している猟友会員には負担が大きい。</li> <li>・例えば、捕獲した獣の証拠部位を「尾」に全国的に統一し、証拠物は市町村が責任をもって回収することで、捕獲個体へのマーキング作業をなくし、捕獲者の負担軽減を図るなどの是正を検討する必要がある。</li> </ul> |      |   |
| 法令関係    | 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱   |      |   |



○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

|         |   |      |   |
|---------|---|------|---|
| 区分      | <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H30・4・19 第142回総会；伊那市)  |      |   |
| 種類      | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |      | 分野  |
|         |   |      | <input type="checkbox"/> 総務文教<br><input type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先     | <input checked="" type="checkbox"/> 国   | 担当省庁 | 国土交通省   |
|         | <input type="checkbox"/> 県  | 担当部局 |   |
|         | <input type="checkbox"/> その他  | 名称   |   |
| 件名      | <b>8 道路施設及び橋りょうに関わる法定点検制度の見直し等及び社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて</b>   |      |   |
| 提案市     | 飯山市   |      |   |
| 提案要旨    | <p>平成26年度より、橋りょうをはじめ道路構造物の法定点検が5年に1回義務付けられ、コンサルタント等への委託や、職員の直営により点検を行っているところであるが、5年ごとにすべて近接目視の点検を継続するためには、地方自治体の負担が大きいため、点検要領に対する新技術の活用や点検結果に基づく点検間隔など制度の見直しを行うとともに、橋りょう点検に対する社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げについて要望する。</p>   |      |   |
| 提案理由    | <p>5年に1回の点検が省令・告示で規定され、今後、永久的に自治体独自で点検、修繕を進めるには、現在の制度では、修繕等の経費も必要になり、管理施設数も多く規模が大きいことから財政上多大な負担となるため、制度の見直しと更なる高率の支援を要望する。</p>  |      |   |
| 現況及び課題等 | <p>今後、点検費用のみならず、老朽化に伴う修繕費用の増大が予想されるとともに、技術職員の減少等人員不足に伴う直営点検が困難な状況などから、ますます財政への圧迫が懸念される。そのため、現在の社会資本整備総合交付金の補助率についての引き上げも必要である。</p> <p>&lt;飯山市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業期間：H26～H30（第1期）</li> <li>・ 点検橋梁数：228橋</li> <li>・ 点検費(H30見込み含む)：80,000千円</li> </ul> |      |   |
| 法令関係    | 道路法及び同施行令<br>社会資本整備総合交付金要綱  |      |   |



○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

|   |   |      |   |        |         |
|---|---|------|---|--------|---------|
| 区分  | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ . . . 第 回総会； 市）  |      |   |        |         |
| 種類  | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   | 分野   | <input checked="" type="checkbox"/> 総務文教<br><input type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |        |         |
| 要望先   | <input type="checkbox"/> 国  | 担当省庁 |   |        |         |
|   | <input checked="" type="checkbox"/> 県   | 担当部局 | 教育委員会事務局  |        |         |
|   | <input type="checkbox"/> その他  | 名称   |   |        |         |
| 件名  | 10 特別支援教育の充実と環境整備のための分教室設置について  |      |   |        |         |
| 提案市   | 松本市   |      |   |        |         |
| 提案要旨  | インクルーシブ教育の推進のため、公立小中学校への特別支援学校の分教室の積極的な設置を要望する。   |      |   |        |         |
| 提案理由  | <p>平成30年度から松本養護学校の再編整備・環境整備は進められているが、松本市の場合、特別支援学校2校は松本市南部域に集中し、各自の特性に応じた専門的支援を必要とする児童生徒は居住地から離れた学校で学ぶ状況にある。</p> <p>障がいの有無に係わらず同じ場で学ぶことにより、多様性の尊重や協働性の意識を育てる効果が期待されるインクルーシブ教育を推進するためには、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が合理的配慮の中で提供されることが必要である。</p> <p>よって、特別支援学校の機能を分散し、市立小中学校の余裕教室等を活用して、小中学部の分教室を積極的に設置することを要望するもの。</p> |      |   |        |         |
| 現況及び課題等   | 松本養護学校・寿台養護学校（知的部門）在籍児童生徒の状況（単位：人）  |      |   |        |         |
|   | 学校名   | 学部   | 児童生徒総数  | 松本市居住者 | 北部地域居住者 |
|   | 松本養護  | 小学部  | 91  | 66     | 6       |
|   |   | 中学部  | 84  | 57     | 5       |
|   | 寿台養護  | 小学部  | 35  | 26     | 8       |
|   |   | 中学部  | 17  | 10     | 2       |
|   | 合計  | 227  | 159   | 21     |         |
| <p>※上記の他、北部地域居住者は安曇養護学校にも3名通学している。</p> <p>※北部地域とは、通学に概ね1時間程度を要する通学の利便性が特に悪い地域を指す。</p> |   |      |   |        |         |
| 法令等関係   | 障害者基本法（第16条）<br>（第2次長野県教育振興基本計画）<br>（中信地区特別支援学校の再編計画）   |      |   |        |         |





○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

|         |   |   |    |  |
|---------|---|---|----|--|
| 区分      | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）  |   |    |  |
| 種類      | <input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   |   | 分野 | <input type="checkbox"/> 総務文教<br><input checked="" type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設 |
|         | 要望先   | <input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁      環境省、厚生労働省、国土交通省<br><input type="checkbox"/> 県      担当部局<br><input type="checkbox"/> その他      名 称 |    |  |
| 件名      | 13「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」除去等における支援制度の創設について  |   |    |  |
| 提案市     | 伊那市   |   |    |  |
| 提 案 旨   | 「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」の除去工事等の費用負担に対する、国等による支援制度の創設を要望する。  |   |    |  |
| 提 案 理 由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」の取扱い方法について、平成29年5月に地方自治法に基づく技術的助言として、環境省より大気汚染防止法施行令で規定する「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うことが通知された。</li> <li>・一方で国土交通省は、建築基準法で規制対象としている「吹付け石綿」には該当しないとして、アスベスト含有仕上塗材についてはアスベスト含有調査、除去工事とも補助対象としていない。</li> <li>・今後、官・民とも増加が見込まれる老朽建築物等の改修、解体工事等において、建設業者等の石綿等ばく露防止対策に要する費用増加、及び認知不足等による健康被害が懸念されるため、国等による支援制度創設を要望するもの。</li> </ul> |   |    |  |
| 現況及び課題等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市において、平成29年度に行った約220㎡の建物解体工事における事前調査の結果、外壁の吹付仕上塗材（リシン吹き）からアスベストが検出され、除去工事費を約410万円要したことにより、当初予定工事費約380万円が約790万円に増加した。</li> <li>・アスベスト含有仕上塗材は、1965～1999年に渡り販売されていたことから、対象建築物等多数あると想定される。また「アスベスト含有仕上塗材（吹付け工法）」が「吹付け石綿」に該当することはまだ認知度が低いいため、啓発、支援の必要性は高いと考える。</li> </ul>   |   |    |  |
| 法 令 関 係 | 大気汚染防止法      労働安全衛生法      建築基準法   |   |    |  |

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

|         |   |      |   |
|---------|---|------|---|
| 区分      | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）  |      |   |
| 種類      | <input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   | 分野   | <input type="checkbox"/> 総務文教<br><input type="checkbox"/> 社会環境<br><input checked="" type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先     | <input type="checkbox"/> 国  | 担当省庁 |   |
|         | <input checked="" type="checkbox"/> 県   | 担当部局 | 農政部   |
|         | <input type="checkbox"/> その他  | 名称   |   |
| 件名      | 14 海外からのワイン用ブドウの導入と有望品種の選定について  |      |   |
| 提案市     | 東御市   |      |   |
| 提案要旨    | <p>NAGANO WINEのブランド化を推進するため、信州の気候風土に適した品種を海外から積極的に導入し、地域の特性を活かしたワイン用ブドウの有望品種を選定することを要望する。</p>   |      |   |
| 提案理由    | <p>長野県では、信州ワインバレー構想に基づいて、既存の欧州系品種の栽培に関する試験研究を行っているが、有望品種の選定までには至っていない。</p> <p>今後、更にNAGANO WINEのブランド化を推進するためには、信州の気候風土に適した品種を海外から積極的に導入し試験研究を行い、有望品種を選定することが必要である。</p> <p>小規模ワイナリーの集積を促進するためには、有望品種により中山間地における栽培効率の改善を図りながら、一定の品質を保つことが重要であり、ワイン産業を成長産業として育成するために必要な事業である。</p> |      |   |
| 現況及び課題等 | <p>世界に認められる高級ワインの原料は、欧州系品種である。</p> <p>また、有望な品種の中には、入手困難なものがあると聞いている。</p> <p>従って、有望品種の選定を図るには、ワイン用ブドウの試験研究を実施している県の専門機関で対応していただくことが望まれる。</p>   |      |   |
| 法令関係    | 種苗法   |      |   |







○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

|         |  |      |   |
|---------|--|------|---|
| 区分      | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）   |      |   |
| 種類      | <input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  | 分野   | <input type="checkbox"/> 総務文教<br><input type="checkbox"/> 社会環境<br><input checked="" type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先     | <input type="checkbox"/> 国   | 担当省庁 |   |
|         | <input checked="" type="checkbox"/> 県  | 担当部局 | 林務部   |
|         | <input type="checkbox"/> その他   | 名称   |   |
| 件名      | 18 森林環境譲与税（仮称）及び新たな森林管理システム導入に係る<br>県の支援体制について   |      |   |
| 提案市     | 上田市  |      |   |
| 提案要旨    | <p>来年度から導入が予定されている森林環境譲与税（仮称）及び新たな森林管理システムにおいては、市町村事務が大幅に増加すると見込まれる。</p> <p>県は市町村に対する支援策を明確にするとともに、今後の事務が円滑に進むよう林業専門職員派遣などの人的支援を要望する。</p>  |      |   |
| 提案理由    | <p>新たな森林管理システムは森林環境譲与税（仮称）を財源とし、所有者が管理できない森林の管理権を市町村に設定するものとしている。</p> <p>その上で市町村は、採算ベースに乗りそうな森林は担い手に管理を委託し、採算が難しい森林は自ら管理するものとしている。</p> <p>林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村の果たす役割が重要であることは理解している。しかしながら、林業専門職員を採用していない市町村が、これまで以上に森林整備等について積極的な役割を果たすためには、人的支援を含めた市町村への支援が必要と考える。</p>      |      |   |
| 現況及び課題等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市では林業専門職員を採用していないことから、平成29年度から市町村支援策である地域林政アドバイザー制度を活用し、嘱託職員として雇用している。</li> <li>・事業の実施体制（各市単独、あるいは地域で連携して実施する等）の方針が決まらなければ、具体的な事業内容や来年度に向けての職場の人員体制、予算要求等について検討ができない。</li> <li>・効果的な運用を図るために設置しているワーキンググループでの十分な検討と適時適切な情報提供をお願いしたい。</li> </ul> |      |   |
| 法令関係    | 森林経営管理法  |      |   |



【長野広域連合】

- ・長野広域連合では、ごみ焼却施設 2 施設（長野市、千曲市）、最終処分場 1 施設（須坂市）の整備を進めている。  
長野市に建設中のごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約 7 年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。  
平成 25 年 3 月によろやく地域住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。
- ・現在稼働中のごみ焼却施設は、老朽化が進んでおり、新たなごみ焼却施設を早急に整備する必要がある。
- ・長野広域連合が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には、交付金が不可欠である。（交付金の平成 30 年度当初内示額は要望額の約 99.9%）  
特に長野市に建設中のごみ焼却施設は、平成 28 年度から本格的な施設の建設工事に着手し、平成 31 年 3 月から施設の運用を予定しており、計画どおりに事業を推進するためには交付金要望額の満額交付を受けることが必要である。
- ・一方、長野市は、長野広域連合のごみ焼却施設の稼働により、平成 30 年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手する。（平成 30 年度：実施設計、平成 31・32 年度（2019・2020 年度）：焼却炉解体・ストックヤード建設）（交付金の平成 30 年度当初内示額は要望額の 100.0%）
- ・事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。
- ・新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の 3 箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3 クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。

- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

#### 【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、2020年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
- ・施設の早期整備に向けて事業を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、平成30年度から施設本体建設工事が本格化しており、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

#### 【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成23年12月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。
- ・ごみ焼却施設の改良事業は、平成29年度に完了し、ごみ中継施設を新設する整備事業は、平成30年度に完了する計画である。
- ・ごみ焼却施設は、改良事業により設備の延命を図ってきたが、平成40年（2028年度）には現施設の運転が終了することから、新焼却施設建設に向けた新たな整備計画を策定することとなる。施設の整備には、地域住民の理解や協力が不可欠で、周辺環境の整備も求められ多くの費用を要するため、支援範囲を拡充した交付金による支援が必要である。

#### 【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は平成31年度（2019年度）、最終処分場は平成32年度（2020年度）とされている。
- ・現在、施設整備に向け3市町村の協議を行っているが、平成28年度から事業に着手し、併せて、諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合の市町村内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を計画している。施設整備後は、2か所の不燃物処理施設は不要な施設となり、早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

#### 【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、新たな施設用地において平成31年3月末の稼働を目指しており、新施設の竣工後には速やかに旧施設（2施設）を解体撤去する必要がある。
- ・財源としては除却債を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体の起債償還とあわせて構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

#### 【穂高広域施設組合】

- ・安曇野市の一般廃棄物中間処理（ごみの焼却処理等）は、一部事務組合である穂高広域施設組合（安曇野市、池田町、松川村、生坂村、麻績村、筑北村の6市町村で構成）の穂高クリーンセンターで行っている。現施設は、稼動から既に24年が経過し、施設の更新整備に向けて、穂高広域施設組合では、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定した。

|   |   |
|---|---|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ごみ処理施設整備事業」の財源にはこの交付金が不可欠であるため、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。</li> <li>・穂高広域施設組合では、平成 30 年 4 月、当該整備事業の建設請負工事の契約を締結し、平成 33 年（2021 年）3 月の稼働を目指し、建設における詳細設計等を進めているところである。</li> <li>・これから工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、今後申請する施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。</li> <li>・また、新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、組合組織市町村で負担する解体費用の全てを一般財源で賄わなければならない、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の解体工事費については、跡地利用の状況にかかわらず全ての解体工事について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。</li> </ul> <p>【北アルプス広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北アルプス広域連合のうち池田町、松川村を除く 3 市村（大町市、白馬村、小谷村）では、平成 30 年 8 月の稼働を目標に、老朽化した大町市、白馬村の既存 2 施設のごみ焼却施設を統合し、新処理施設（名称：北アルプスエコパーク、建設地：大町市）の建設を進めている。</li> <li>・現在、建設工事を行っているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。</li> <li>・大町市の環境プラントは、広域のごみ焼却施設稼働に伴い、平成30年 3 月末で運転を停止した。その施設取り壊し事業費は、非常に多額となるため、解体費用についても交付金の対象事業費とすることを要望する。</li> </ul> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律<br/>循環型社会形成推進交付金交付要綱</p>  |



| 市 名                           | 職 名               | 氏 名       |
|-------------------------------|-------------------|-----------|
| 大 町 市                         | 副 市 長             | 吉 澤 義 雄   |
|                               | 総 務 部 長           | 市 河 千 春   |
| 飯 山 市                         | 副 市 長             | 月 岡 寿 男   |
|                               | 総 務 部 長           | 石 田 一 彦   |
| 茅 野 市                         | 副 市 長             | 樋 口 尚 宏   |
|                               | 企 画 部 長           | 加 賀 美 積   |
| 塩 尻 市                         | 副 市 長             | 米 窪 健 一 朗 |
|                               | 企 画 政 策 部 長       | 塩 川 昌 明   |
| 佐 久 市                         | 副 市 長             | 小 池 茂 見   |
|                               | 総 務 部 長           | 小 林 一 三   |
| 千 曲 市                         | 副 市 長             | 山 本 高 明   |
|                               | 総 務 部 長           | 大 内 保 彦   |
| 安 曇 野 市                       | 副 市 長             | 中 山 栄 樹   |
|                               | 政 策 部 長           | 上 條 芳 敬   |
| 長 野 県<br>企 画 振 興 部<br>市 町 村 課 | 課 長 補 佐 兼 行 政 係 長 | 清 水 拓 郎   |
|                               | 行 政 係 主 査         | 石 川 直 樹   |
|                               | 行 政 係 主 事         | 青 木 陽 太   |
| 長 野 県 市 長 会                   | 事 務 局 長           | 青 木 弘     |
|                               | 事 務 局 次 長         | 百 瀬 一 典   |
| 東 御 市                         | 副 市 長             | 田 丸 基 廣   |
|                               | 総 務 部 長           | 掛 川 卓 男   |
|                               | 秘 書 課 長           | 小 林 秀 行   |
|                               | 秘 書 課 主 査         | 山 浦 翔     |